

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和3年第3回定例会提出予定追加議案の説明

(3) 議案第157号 川崎市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第157号 川崎市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年9月3日

健康福祉局

議案第157号 川崎市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例の主な改正内容

(1) 貸与した看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）の返還債務を免除する勤務先について、市内の病院又は診療所としているところ、市内の訪問看護ステーション及び社会福祉施設等にも対象を拡大することとするもの。ただし、病院又は診療所に関する引用法令を医療法から健康保険法に改めることにより、自由診療のみを行う医療施設については、免除対象から除外する。

※ 社会福祉施設とは、介護老人保健施設、老人福祉施設、障害福祉サービス事業及び施設障害福祉サービスを行う事業所、身体障害者社会参加支援施設、児童福祉施設等をいう。

(2) 貸与した修学資金の返還債務を免除するために要する看護業務の従事期間について、貸与期間に相当する期間としているところ、貸与期間に相当する期間に1年間を加えた期間とするもの

(3) 川崎市立看護大学奨学金条例に規定する地域定着促進奨学金の貸付けを受けた者については、修学資金の貸与を休止するもの

※ 地域定着促進奨学金とは、川崎市立看護大学を卒業する者が市内において就職し、定着することの促進を図ることを目的として、第2学年の学業成績が優良な学生を対象に貸付けを行う奨学金をいう。

2 施行期日

公布の日から施行。ただし、上記1（3）については、令和4年4月1日から施行。

川崎市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市看護師等修学資金貸与条例 昭和49年3月30日条例第10号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、将来市内の<u>医療施設等</u>において看護師及び准看護師(以下「看護師等」という。)として勤務しようとする者に対し、看護師等修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与し、もって看護師等の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>市内の医療施設等 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関その他規則で定めるものであって、本市の区域内に開設されたもの(保健所及び保健所支所を除く。)</u>をいう。</p> <p>(2) 養成施設 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第21条に規定する大学、学校及び看護師養成所並びに法第22条に規定する学校及び准看護師養成所をいう。</p> <p>(貸与対象者)</p> <p>第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、将来市内の<u>医療施設等</u>において看護師等として勤務しようとする<u>者</u>で次の各号のいずれかに該当する<u>もの</u>とする。</p> <p>(1) 法第21条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した大学、同条第2号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は同条第3号の規定に基づき<u>都道府県知事</u>が指定した看護師養成所に在学する者</p> <p>(2) 法第22条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号の規定に基づき都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学する者</p>	<p>○川崎市看護師等修学資金貸与条例 昭和49年3月30日条例第10号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、将来市内の<u>医療施設</u>において看護師及び准看護師(以下「看護師等」という。)として勤務しようとする者に対し、看護師等修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与し、もって看護師等の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>市内の医療施設 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院又は診療所であって、本市の区域内に開設されたもの(本市が開設する診療所を除く。)</u>をいう。</p> <p>(2) 養成施設 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第21条に規定する大学、学校及び看護師養成所並びに法第22条に規定する学校及び准看護師養成所をいう。</p> <p>(貸与対象者)</p> <p>第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、将来市内の<u>医療施設</u>において看護師等として勤務しようとする<u>もの</u>で次の各号のいずれかに該当する<u>者</u>とする。</p> <p>(1) 法第21条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した大学、同条第2号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は同条第3号の規定に基づき<u>厚生労働大臣</u>が指定した看護師養成所に在学する者</p> <p>(2) 法第22条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号の規定に基づき都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学する者</p>

改正後	改正前
<p>(貸与期間)</p> <p>第9条 修学資金の貸与期間は、<u>貸与を決定した日の属する年度の4月</u>から養成施設を卒業する日の属する月までとする。</p> <p>(貸与の廃止及び休止)</p> <p>第10条 市長は、修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に該当する事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸与を廃止するものとする。</p> <p>(1) 死亡したとき。</p> <p>(2) 退学したとき。</p> <p>(3) 心身の故障のため修学の見込みがないと認められるとき。</p> <p>(4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。</p> <p>(5) 前各号のほか修学資金の貸与の目的を達成する見込みがないと認められるとき。</p> <p>2 <u>市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間について修学資金の貸与を休止するものとする。</u></p> <p><u>(1) 休学したとき 休学した日の属する月から復学した日の属する月の前月（復学した日が休学した日の属する月と同一の月に属するときは、復学した日の属する月）まで</u></p> <p><u>(2) 停学処分を受けたとき 停学処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月（復学した日が停学処分を受けた日の属する月と同一の月に属するときは、復学した日の属する月の翌月）まで</u></p> <p><u>(3) 留年（同一の学年の課程を再度履修することをいう。以下同じ。）したとき 留年した日の属する月から進級した日の属する月の前月まで</u></p> <p><u>(4) 川崎市立看護大学奨学金条例（令和3年川崎市条例第 号）第2</u></p>	<p>(貸与期間)</p> <p>第9条 修学資金の貸与期間は、<u>貸与を決定した日の属する月</u>から養成施設を卒業する日の属する月までとする。</p> <p>(貸与の廃止及び休止)</p> <p>第10条 市長は、修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に該当する事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸与を廃止するものとする。</p> <p>(1) 死亡したとき。</p> <p>(2) 退学したとき。</p> <p>(3) 心身の故障のため修学の見込みがないと認められるとき。</p> <p>(4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。</p> <p>(5) 前各号のほか修学資金の貸与の目的を達成する見込みがないと認められるとき。</p> <p>2 <u>市長は、修学生が休学し、又は停学処分を受けたときは、休学した日又は停学処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで修学資金の貸与を休止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>条第2号の地域定着促進奨学金の貸付けを受けたとき 当該貸付けが開始された月から終了した月まで</u></p> <p><u>(5) 前各号のほか、市長が修学資金の貸与を休止することが適当であると認めたとき 市長が定める期間</u></p> <p><u>3 前項の場合において、休止した期間の月の分として既に貸与した修学資金があるときは、市長は、その修学資金について、前項各号に掲げる期間の最後の月の翌月以後の月の分として貸与したものとみなすことができる。</u></p> <p>(返還債務の当然免除)</p>	<p>(新設)</p> <p>(返還債務の当然免除)</p>
<p>第11条 市長は、第5条の規定により修学資金の貸与の決定を受け、当該修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が、養成施設を卒業した日から1月以内に市内の<u>医療施設等に勤務し、第9条の貸与期間（前条第2項の規定により貸与を休止していた期間を除く。）に相当する期間に1年を加算した期間看護師等としての業務（以下「看護業務」という。）に従事したときは、当該修学資金の返還債務を免除するものとする。</u></p>	<p>第11条 市長は、第5条の規定により修学資金の貸与の決定を受け、当該修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が、養成施設を卒業した日から1月以内に市内の<u>医療施設に勤務し、修学資金の貸与を受けた期間看護業務に従事したときは、当該修学資金の返還債務を免除する。</u></p>
<p><u>2 第14条（第2号又は第4号に係る部分に限る。）の規定により修学資金の返還を猶予された被貸与者についての前項の規定の適用については、同項中「養成施設を卒業した日」とあるのは、「第14条第2号又は第4号に該当する事由が終了した日」とする。</u></p> <p><u>3 市長は、被貸与者が第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する返還債務を免除される期間の満了前</u>に看護業務上の理由により死亡し、又は看護業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったときは、修学資金の返還債務を免除する。</p> <p>(返還)</p>	<p>(新設)</p> <p>2 前項に規定する期間中に看護業務上の理由により死亡し、又は看護業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったときは、修学資金の返還債務を免除する。</p> <p>(返還)</p>
<p>第13条 被貸与者は、<u>自らが</u>次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に<u>掲げる</u>事由の発生した日の属する月の翌月の末日までに修学資金の全額を返還しなければならない。</p> <p>(1) 第10条第1項各号のいずれかに該当したとき。</p>	<p>第13条 被貸与者が<u>次</u>の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に<u>該当する</u>事由の発生した日の属する月の翌月の末日までに修学資金の全額を返還しなければならない。</p> <p>(1) 第10条第1項各号のいずれかに該当したとき。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 養成施設を卒業した日から1月以内に市内の<u>医療施設等</u>において看護業務に従事しなかったとき。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3) 第11条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>に規定する返還債務を免除される期間満了前に、市内の<u>医療施設等</u>における看護業務をやめたとき。</p> <p>2 市長は、修学生が偽りその他不正な方法で修学資金の貸与を受けたことが明らかになったときは、直ちに修学資金の全額を返還させることができる。</p> <p>(返還の猶予)</p> <p>第14条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する<u>ときは、当該各号に掲げる事由</u>が継続している間、修学資金の返還債務を猶予する。</p> <p>(1) <u>養成施設を卒業後、市内の医療施設等</u>において看護業務に従事しているとき。</p> <p>(2) 養成施設を卒業後、法第19条から第21条までに規定する大学、学校<u>若しくは養成所又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院の看護に関する専門知識の修得を目的とする課程</u>に在学しているとき。</p> <p>(3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、修学資金の返還が困難と認められるとき。</p> <p><u>(4) 養成施設を卒業する日の属する年度に実施される法第18条に規定する看護師国家試験又は准看護師試験(以下「試験」という。)に合格しなかった場合において、当該年度の翌年度に実施される試験に合格し、看護師等の免許を取得しようとする意思を有すると認められるとき。</u></p> <p>(延滞利息)</p> <p>第15条 被貸与者は、正当な理由がなく修学資金の返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期</p>	<p>(2) 養成施設を卒業した日から1月以内に市内の<u>医療施設</u>において看護業務に従事しなかったとき。</p> <p><u>(3) 養成施設を卒業した日から1年以内に看護師等の免許を取得できなかったとき。</u></p> <p><u>(4) 第11条に規定する返還債務を免除される期間満了前に、市内の医療施設における看護業務をやめたとき。</u></p> <p>2 市長は、修学生が偽りその他不正な方法で修学資金の貸与を受けたことが明らかになったときは、直ちに修学資金の全額を返還させることができる。</p> <p>(返還の猶予)</p> <p>第14条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する<u>場合は、当該事由</u>が継続している間、修学資金の返還債務を猶予する。</p> <p>(1) <u>市内の医療施設</u>において看護業務に従事しているとき。</p> <p>(2) 養成施設を卒業後、法第19条から第21条までに規定する大学、学校<u>又は養成所に進学し、当該大学、学校又は養成所に在学しているとき。</u></p> <p>(3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、修学資金の返還が困難と認められるとき。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(延滞利息)</p> <p>第15条 被貸与者は、正当な理由がなく修学資金の返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期</p>

改正後	改正前
<p>間に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払われなければならない。</p>	<p>間に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払われなければならない。</p>
<p><u>2 前項の規定により計算した延滞利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>3 利率等の表示の年利建て移行に伴う関係条例の整備に関する条例（昭和46年川崎市条例第1号）第2条の規定は、<u>第1項</u>の延滞利息の計算について準用する。</u> (<u>在学証明書</u>の提出)</p>	<p>2 利率等の表示の年利建て移行に伴う関係条例の整備に関する条例（昭和46年川崎市条例第1号）第2条の規定は、<u>前項</u>の延滞利息の計算について準用する。 (<u>学業成績表等</u>の提出)</p>
<p>第16条 修学生は、毎年<u>在学証明書</u>を市長に提出しなければならない。 (委任)</p>	<p>第16条 修学生は、毎年<u>学業成績表及び健康診断書</u>を市長に提出しなければならない。 (委任)</p>
<p>第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p>	<p>第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>
<p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2項の改正規定（同項第4号に係る部分に限る。）は、令和4年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第11条第1項及び第14条第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に修学資金の貸与の決定を受ける者から適用し、施行日前に修学資金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。ただし、施行日前に修学資金の貸与の決定を受けた者が新条例第2条第1号に規定する市内の医療施設等に勤務したときは、改正前の条例第11条第1項及び第14条第1号に規定する市内の医療施設に勤務したものとみなす。</u></p>	<p>(新設)</p>